

北区雇用問題マンスリー

北区の求人・求職・死傷災害発生状況(8月分)

指 標	王 子 所			東 京 都(都内17ハローワーク計)		
	当月	前月比/差	前年同月比/差	当月	前月比/差	前年同月比/差
新規求職者数	781	▲14.8%	4.4%	31,696	▲12.6%	4.8%
新規求人数	1,284	▲0.4%	▲6.3%	108,825	▲15.0%	▲3.4%
就職件数	164	▲1.2%	0.6%	5,549	▲11.7%	▲5.2%
求人充足数	146	0.7%	1.4%	7,768	▲12.8%	▲5.6%
新規求人倍率	1.64	0.23P	▲0.19P	3.30	▲0.19P	▲0.38P
有効求人倍率	0.71	▲0.02P	▲0.16P	1.67	▲0.01P	▲0.09P

*「都内17ハローワーク計」のうち新規及び有効求人倍率は季節調整値、他は原数値

令和 7年 死 傷 災 害 発 生 状 況(8月)

製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商 業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃業	その他	計
11	13	30	0	19	20	8	8	11	120
12	11	34	0	23	26	12	11	18	147

上段は令和7年8月末、下段は前年同期の各速報値:王子署管内

国や都、北区における動き

●10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう。

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば、休暇の分散化にもつながります。
- 年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。
- 労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。



●令和7年10月1日から『教育訓練休暇給付金』を創設します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

【主な支給要件】

- 休暇開始前**2年間に12か月以上**の被保険者期間があること
(原則、11日以上勤務実績がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- 休暇開始前に**5年以上**、雇用保険に加入していた期間があること
(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- 業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無休の休暇を取得していること



教育訓練休暇給付金

検索

●東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は**令和7年10月3日から時間額1,226円に改正**されます。

※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び都内の事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

※ 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るため、「**業務改善助成金**」制度を設けています。

<問合せ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課(TEL 03-3512-1614(直通)) 東京働き方改革推進支援センター(TEL 0120-232-865)

業務改善助成金について

業務改善助成金コールセンター(TEL 0120-366-440) 東京働き方改革推進支援センター(TEL 0120-232-865)

東京労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当:TEL 03-6893-1100(直通))



東京労働局HP
(助成金関係)